

大手コンビニの給与計算ミスで、過去に 遡って残業代を支払ったというニュースを 見ました。我が社でもないだろうかと心配です。 そのような場合、どのくらいの期間遡って支払わ なくてはならないのでしょうか?

A 賃金未払いがあった場合、労働者が過去の賃金を事業主に対して請求できる権利を「賃金請求権」と言い、法律により時効があります。現在の賃金請求権の時効は2年です。それ以上遡った期間の賃金請求権は時効により消滅します。

#判示でませい賃金についてませるよう金含され

週9た期間の資金間水権は時効により相機しより。 裁判所で未払い賃金について支払うよう命令される場合は通常2年分で、さらに付加金も追加されることがあります。

監督署の調査は、皆さま恐いと思われているようですが、監督署から過去の未払い賃金の支払い命令を受ける場合、よほど悪質でない限り、過去3ヶ月分が多いです。

あっせんや労働審判などの個別労働紛争解決手 続きでの解決金は、監督署と裁判所の中間という 感じの期間分の額が多いです。

賃金請求権の時効は今月までは2年ですが、来 月、4月1日からは3年になります。理由は、民法の 改正です。

元々、民法という大きな法律において給与の短期消滅時効は1年でした。民法の特別法である労基法では、これを労働者有利にする形で、賃金請求権の時効を2年と定めました。今回、民法において給与の短期消滅時効が廃止され、さらに一般債権の消滅時効期間が5年にされるため、これに連動する形になったと言った方が分かりやすいでしょうか。

ただし、2年からいきなり5年とはならず、賃金台帳等の記録保存義務期間3年(労基法第109条)に合わせて「当分の間3年とする」のが適当とされました。これら記録の保存期間も現在は3年間ですが、今回の改正で5年(当分の間は3年)とされます。「当分の間」ですから、労働基準法の次回の改正時期に合わせて、改正されると予想されます。

今回民法の改正に合わせて、消滅時効期間が2 年から3年間に延長されますので、たとえ給与計 算ミスであっても、単純に1.5倍を支払わなくて はならない可能性があります。

現在賃金未払いトラブルを抱えているならば、 3月末までに早めの解決をして下さい。

自社の給与が正しく計算されているのかご心配 な場合は、お近くの監督署又は社会保険労務士に 相談されると良いと思います。

一方、退職金の時効はもともと5年間で変わりません。退職時に定められた退職金をもらえずに退職した労働者は5年間その退職金を請求する権利があるという意味で、退職後であっても請求できます。

その他、賃金以外の下記の請求権の時効は従来 どおり2年を維持するものとされました。

- ① 年次有給休暇請求権
- ② 災害補償請求権
- ③ <u>その他の請求権</u>(帰郷旅費、退職時の証明、賃金を除く金品の返還)

給与計算でのミスは割増賃金の計算方法が正しくされていない、つまり残業単価に入れなくてはならない手当等を入れていない事が多いです。多くの企業様で、様々な名称の手当を支給しておられますが、「割増賃金計算の基礎となる賃金」から除外できる手当は次の⑦つです。

- ① 家族手当(家族の人数に応じて支給するもの)
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当(住宅に要する費用に定率を乗じた 額を支給するもの)
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

給与計算の自社ルールが法令違反でないことを 確認して頂きたいと思います。

> 【社会保険労務士法人 ハーモニー】 TEL 043-273-5980